

令和4年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年9月6日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 櫻井 豊
会計管理者 羽場厚子	たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午前11時30分

議長（田中三江君） おはようございます。これから、本日9月6日の会議を開きます。

本日の会議において、信濃毎日新聞社の取材を許可してありますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第44号

議長（田中三江君） 日程第1 議案第44号 立科町議会議員及び立科町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井です。

第11条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担の説明の中で、千幾らというような説明を先日されたと思いますが、その算定の根拠並びに具体的な内容について、詳しい説明をお願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

提案説明の際に、条文に記載のない金額といたしまして1,421円を申し上げましたことにつきまして、改めて説明をさせていただきます。

第11条に規定する選挙運動用ポスターのポスター作成の1枚当たりの作成単価として、括弧内に記載をしてございます計算の結果として参考に申し上げたものでございます。

具体的に申し上げますと、作成単価を541円31銭とし、当該選挙の掲示場の数でございますが、現在100か所ございます。こちらを乗じて、8万8,000円を加えると計14万1,131円であり、この金額を掲示場の数100か所で除した金額が1,421円であり、この金額を1枚当たりの上限として作成業者へ支払うものでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 第4条の（2）なんですけれど、これは選挙運動用の自動車の使用についての公費負担を規定してるんですが、（1）の場合は、当該契約が一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約だった。つまり、それを業とする者から借りた場合にはということだと思んですけど。

（2）の場合の一般運送契約以外の契約である場合というのは、例えば友人から借りたとか、それから修理工場で使ってる——これは運送業ではないわけですから——修理会社が持っている車を借りるとか、そういうところが対応になるのかということ

ろの、(2)のどんな場合かというところをご説明頂きたいと思います。

それから次に、第8条の選挙用運動ビラの作成についてなんですが、これについて1枚当たりの金額が7円73銭と書いてあるんですが、枚数についての規定はありませんが、これは世帯数と解釈してよろしいのでしょうか。それについて、お答えをお願いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

第4条の関係ですけれども、第1号(1)につきましては一般乗用旅客自動車運送事業者、これはハイヤーですとかタクシー事業者との契約を想定しております。

(2)それ以外ということで、アからウまでございますけれども、アにつきましてはレンタカーを想定したものでございます。

4条関係につきましては以上です。

続いて、8条関係でございますけれども、枚数の上限でございますけれども、公職選挙法142条におきまして、町の選挙の場合につきましては、候補者1人について、ビラにつきましては5,000枚、議会の議員の選挙の場合につきましては1,600枚と上位法で規定がございますので、そちらになります。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田佳子君。

7番（村田桂子君） これは立科町の条例を定めるものだというふうに思いますが、上位の公職選挙法でそうなっているわけですが、普通に考えて、候補者の発行するビラって世帯に1枚は届いてほしいと思うわけですが、そこら辺の上限は町独自で決めることはできないのでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

基本的には、公職選挙法が規定になります。今回、条例を制定した理由でございますが、公職選挙法の改正によりまして、選挙用の自動車ですとかビラですとかポスターにつきましては、条例で定めた場合には公費負担とすることができるという改正に伴うものであります。それ以外のものにつきましては、公職選挙法が適用するものということでご承知おきください。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田佳子君。

7番（村田桂子君） 先ほど、まず第4条のほうにちょっと戻りますけれど、そうすると、ハイヤー、タクシー、運送業者とレンタカーだけということになりますと、例えば、知人から借りたりとかして謝礼をする場合の謝礼については、無償の費用の対象にならないのでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） あくまでも、契約の内容に基づきまして対応をさせていただくというものでございますので、それぞれ個々の事情等、様々でございますので、それにつきましては、内容を確認の上、対応をすることになろうかと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井です。

先ほどのとこと関連して、ポスターの作成枚数についてお伺いしたいんですが、通常、掲示の100枚だったら100枚作成すると思うんですが、予備が少し取りたいというような場合は、その予備の枚数も含めて認められるのか、お伺いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

あくまでも、ポスターの掲示場の数までが上限ということでございますので、基本的には100枚が上限ということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第45号

議長（田中三江君） 日程第2 議案第45号 立科町温泉条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田佳子君。

7番（村田桂子君） 村田です。

立科町温泉条例の制定ということで、これは樽ヶ沢温泉を分湯するに当たっての条例制定だというふうに理解しています。

先日9月3日の日に、信濃毎日新聞に記事が載りました。この中には、樽ヶ沢温泉の条例制定について、条例制定もあるけれども、工事について、建設事務所の許可を得て行われるということが書いてあります。そこで、立科町は許可を求める意見書を添付しており、同社は県の許可を受けて7月に着工したとあります。

私、この条例制定に当たり、昨日、見に行ってきました、現場。そうしますと、もう7月1日から工事になってるんですね、12月31日までが工期だということで。既にもう、歩道の部分が開削され、かなりの距離を埋め込まれていました。

そこでちょっとお尋ねするんですが、開削については、恐らく池の平と県とが調整をしてるんだらうと——申請をしてね——したんだと思うんですけども、そこで立科町の許可があって初めて工事が始まるわけなんですよね。ここでちょっとお伺いするんですけど、この許可というのを、私たち、6月3日の全員協議会では説明受けていませんね。いないんですよ。それぞれ、池の平が県やNTTと協議して了解を

得ていると、そういうお話は聞きましたけれど、立科町が意見書を出したというお話は聞いていません。

それで、この話なんですけど、町長は——まず、この意見書の中身がどのようなものであったのか、そしていつ出されたか、どういう判断でなされたのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、意見書ということでご質問ございましたので、その件につきまして説明をさせていただきますが、新聞で報道されておりました、建設事務所が町の意見書を取得したという内容でございますが、この意見書の内容ですが、県が管理する県道敷を使う工事ということで、民間事業者が県道の敷地内の工事を行うに当たって、県が許可をするために、町に事前に何か支障がないかどうかという意見を求められたという内容のものでございまして、県の敷地の中の工事でございますので、町としては特に支障がないという意見書を提出をしたものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田佳子君。

7番（村田桂子君） まず1つは、資料として、ぜひ議会に提出していただきたいなと思います。議長、以下、お取り計らい頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次に、その判断なんですけれど、支障がないということなんですけど、これは立科町が樽ヶ沢温泉の条例もなしに——条例でここの分湯を認めると、毎分70リットルだよと、年間500万円だよということを決めた後に判断することではないんでしょうか。つまり、立科町が温泉の採掘許可を与え、いいですよということも議会が決めたので、県道を使ってパイプラインを引くことについてはどうぞというふうなのが順序だと思うんですけど、私、これ見てとてもびっくりしたんですけど、議会で決める前にそんなことをやっていいのかどうか。そんなことが成り立てば、今度こういうことやりたいんだけどっていうのを、議会の決める前に、ああ、どんどんやっていいよってことになりはしませんか。前のテニスコートの件も、用途変更しない前から、たしか従業員駐車場に供してましたよね、議会に報告なしに。そういうことがちょっと続くもんですから、私、ここであえて聞くんですけども。

条例を決めて、確かに立科町は樽ヶ沢温泉を池の平に供してもよしと、分湯してもよし、年間500万円だよと決めた後に建設工事が始まるべきものなんではないでしょうか。そのことについては、ちょっと小平副町長さん、どう考えますか、行政運営についてですけど。議会はなくても、そういうことはどんどん進められるんですか。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

今回、その手法が、若干意見書が先に出されたということではありますが、先ほど総務課長からお話があったとおり、意見書については、特に県道敷を使うことについて

支障がないといった意見書でありまして、町とすれば特に支障がないといったものになります。

順番につきましては、そういうこともあろうかと思いますが、今回、この温泉につきましては以前から十分話があったものでありまして、順次、皆さんにもお話を進めながらやってきた事例であります。ですので、意見書につきましては、先ほど申し上げたとおり、町とすれば支障がないといった形での意見書だということでご理解頂きたいと思います。

議長（田中三江君） 7番、村田佳子君。

7番（村田桂子君） 十分話があったって、町と池の平は十分話し合ったかもしれませんが、議会の報告は6月3日が初めてですよ。しかも5月31日には意見書が出てるってのは、議会に話す前に、ああ、いいんじゃないって了承したわけですよ。それって、全く議会軽視じゃないですか。

まだです。まだもう少し言わせてください。

だって、条例もなくって——そこに書いてありますよね。条例制定が大前提だが、協力できることは協力したいと考えたと。大きな納税者ですから、とても大事にしたいって気持ちもよくわかりますけれども、それにしても、物事が決まる前に工事のオーケーを町が単独で出すなんてことは、県道を使うから支障がないってのは、あくまでも温泉を利用することが大前提の工事ですよ。その大前提がまだ決まってもいないのに、支障ないですよって意見書を添えたから、もう工事は始まったわけです。県に確認しましたら、7月8日から、もう工事は始まったそうです。実際、もう100メートル以上は工事が進んで、歩道のところが原状復旧されてました、見てきましたけど。もうどんどん進んでるんですよというお話でした。

でも、これは手続上から考えると、どう考えても、まず議会が承認し、いいんじゃない、樽ヶ沢温泉の有効活用だよっていうことを決めた上で町が意見書を出して、県道の使用には支障がありませんよと意見書を出して、それで工事が始まるというのが順番なんじゃないですか。その手続ってのは、ここはちゃんと踏まないと、例えばある方が農地を勝手に、そこに宅地にしたりとか、まあ、農業委員会は後で出せばいいよって、農業委員会の裁定が決まらないうちに宅地が建っちゃったりということが起こるんですよ、こんなことやってるから。そうですよね。私、知ってますけれど。

つまり、議会や農業委員会の決定が決まる前に事を進めてもいいと、この町は。そういうことにつながるんだと思いませんか。私は、少なくとも議会の採決が決まり、最後の本会議で決着をつけるまでは工事はやるべきではないと思います。直ちに工事の差止めを要求したいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 先ほど、村田議員から、6月3日の全協で初めて話があったというふうにお話がありましたが、そうではなく、その以前から皆さん方にはご説明をしてき

たというふうに思っております。

手法ですが、ここで工事を止めるということになりますと、相手方にも大変影響が生ずるものでありまして、事業者もオープンに向けて準備をしている状況で、前段としてその工事が行われてきているということでもありますので、町とすれば、ここの温泉の貸付けについては、きちんこの条例が可決した後やるというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。3番、中島健男君。

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。

私は町長にお伺いしたいんですけども、先ほどから、条例制定前に——条例はこれから今回の定例会の中で十分審査されると思うんです。温泉条例自体も、別に私は反対しません。しかし、条例前にこのような、新聞記事を含めて、工事が行われてる、工事が先行で始まってしまったということに対して、町長から、町側から説明がないんですよね、全然。先に新聞記事に載ってしまったと。

私、前回、一般質問の中でタブレットの関係、なかなか町側から議会なり町民に説明がないよと。町長のほうは、そのときに、これからは十分説明をしながら事業を進めていきますというご回答もらったんですけども、これに関しても結局説明なく新聞のほうに先に載ってしまって、工事はもう7月に始まっていると。その上で、この場がいいですから、町長のほうから丁寧な説明をしていただきたいと思います。

それと、これはもしもの話なんですけど、今、条例、これから検討するわけなんですけど、もし否決された場合、もう工事は始まっているという中で、事業者のほうから損害賠償というような話が出る可能性もあると思うんですけど、その辺のリスク対応というのは検討しているのでしょうか。

以上です。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきますし、また、今回の関係についてご説明をさせていただきます。

確かにベターな方法というのは、当然、これ、関連性がありますので、条例制定後というのがベターかも分かりませんが、あくまでも今回の工事に関しましては県道敷、県の所有敷のところに埋設、その部分のところは、当然、県の許可がなければできない。県の許可は当然得ているわけでありまして。

その中で、その県道敷の工事をやっていくに当たって、町のほうの意見書を求められた。この関係につきましては、あくまでも分湯問題の関係だけじゃなくて、県道部分のものにおける意見書のことでございますので、このことは、完全に切り離せとは申しませんが、そういった関係で、一つ一つ私どものほうでは処理をしてきているというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、先ほど来から、いわゆる条例が制定されてない中で何で工事が進んでるんだ、こういうお話がございますけれども、あくまでも民間の業者が自分たちの意思決定で工事発注をしてるものであります。町が工事の発注してくださいと言っているわけではございません。意見を求められたことについては、確かに意見に対しての意見書は申し上げてありますけれども、これはあくまでも県道敷に対してのものであります。

これから、今定例会の中で温泉条例の関係について制定を頂くということでございますが、これは分湯の関係でございます。これに対して、工事が伴うものは、分湯に対する附帯の工事は当然伴います。これについては、これから進めていくということになりますので、この関係についてはご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（田中三江君） ほかに。（発言の声あり）リスクね。リスクについては。齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 後段のほうで、損害賠償というような話がありました。このリスクに対応どうするのかという話でございますけれども、こちらにつきましては、まだ町とすれば条例が議決を賜っておりませんので、契約等も行っておりません。ですので、この条例に基づく契約が整った後にはそのようなことも発生するかと思いますけれども、あくまでも民間事業者が進めているところでございますので、条例制定が前提になるものと承知をしておりますのでご理解ください。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。

私も、今の手法については問題部分あるんじゃないかとは認識しています。

第8条の2についてちょっとお伺いしたいんですが、使用料の納付のところで、使用料の減免っていう第9条があるんですが、第9条の「町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」という規定がございますが、これにつきましては、どのような理由を想定してこの文章入れてあるのか、その辺についてお伺いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 使用料の減免でございますけれども、想定とすれば、天災地変ですとか、避けることができない採取量の変化に基づくものであると想定をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） そういったことだと、通常、この金額、実際やってみたら高過ぎて、経営上に問題があるから下げてくださいって、そういったような理由はこれには該当しないということではよろしいのかどうか、お伺いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それは想定していないということでご理解頂きたいと思います。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 11番、今井です。

先ほど来から進め方についての質問がありますが、今回の進め方は、間違いは認めたくないでしょうけど、やっぱり私は違和感を覚えています。

その中で、今、県の工事と、あと条例については切り離してということ、それぞれ町長、担当課長からもありましたが、今回、県のほうに意見書を出してるという状況では、やっぱり町側にも何かしら、今後、瑕疵が出てくると思います。

というのが、これから付託される案件ですので、総務委員会のほうでしっかりと審議はされるでしょうけど、これ、どっちになるか、今の現時点では可決か否決か分からない中で、そういった仮定の話になってしまいますが、否決されてしまった場合、まだ、だから審議が始まってないからどっちか分かんないですよ。可決だったらそのままいいんですが、否決されちゃった場合に、意見書を出してるか出してないかで、これ、大きな——意見書出してなかったら、県と業者側でやっちゃったねで終わる話なんですけど、意見書を出してるっていう部分に対してはやはり、否決されると復旧工事しなければいけないと思いますが、それも含めて、費用というのは立科町が負う可能性もあるんですが、今の話ですと、そういった条例ができる前だから、仮に否決になってしまった場合でも町に一切費用負担というものは生じないのか、その点について伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 経過の中で、この事業を進めるに当たりましては、揚湯しないと温泉が利用できないわけでございます。議会にお認め頂ければ、本来、この工事につきましても進められないということで、それにつきましても、議会の議決が条件ということで理解を頂いてるところでございますし、県道敷につきましても、若干確認をしましたところ、工事が進まないという話になりましたら、原状復旧ということが大前提だということは確認をしております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。1番、今井健児君。

1番（今井健児君） 今井健児です。

すいません。付託案件なので、総務のほうでしっかりまた審議はしたいと思ってるんですけども、前段として、ちょっと確認したいことが一つあります。

町長にお伺いしたいんですけども、今回の進め方という点についてどうかというところ、ここ一点だけ。この進め方は間違っていないのか、間違っているのか、一言でいいのでお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 進め方が間違ってるのか、間違っていないのかという前に、やはり今回の問題につきましては、先ほど副町長のほうからも答弁させましたけれども、当初からこの問題については議会の皆様方に常に説明をし、進めてきております。

この中で、分湯の話は、当然、本題ではありますけれども、そこから民間の皆さんがどのように温泉の施設のところを利用するかのその線引き、いわゆる今回の場合は道路敷、県道敷の中に埋設すると。この判断というのは、当然、民間の判断であります。この判断について、私ども行政がとやかく言うわけにはまいりません。そこは、どこを使ってどうするか、これが町有地にもし埋設ということになれば、これはもう分湯のみならず全ての問題について、今回の条例の全てに該当してくるかと思えますけれども、そういうことではございませんので、今回の意見書の交付については、あくまでも県道敷に入れていくことについて県からの求められた意見書でございます。これについて、私ども、何か支障があるかないかという判断においては、支障のある内容というのは、そこの部分においてははないという判断である。そのことが、全て、いわゆる今回の条例に起因する分湯の問題についてまで、そこに及んだというふうに判断はしておりません。

ただ、先ほど来から話がありますように、ベターな方法かと、私、申し上げましたけれども、ベターな今回の結果なのかということになれば、これは最終的に議会が認められた、その先において工事が進められればよかったのかも分かりませんが、これについてはあくまでも民間の皆様方の判断で進められたということですので、私どもとしては、今後、何か出てきたときに、民間の皆様から言われたということについては、まだこの分湯問題についても契約はしておりませんので、まだ本題に行ってませんので、あくまでもそれは民間の皆様のご判断ということで私は理解しております。

議長（田中三江君） ほかに。1番、今井健児君。

1番（今井健児君） 1番、今井健児です。

では、もう一度、町長にお伺いしますけれども、私としては、総合的にスケジュールをお互い民間事業者さんと確認し合って進めていくというふうに認識しているんですけども、そこはもう全く別個でいいと、そういうことでよろしいですか。

議長（田中三江君） 町長、よろしいですか。両角町長。

町長（両角正芳君） 私、何回も申し上げますけれども、今回の問題については、町として、今回のその工事、民間会社が埋設工事を始めたという問題について、町としては、その問題について関与して判断をしていくという内容は持っておりません。

議長（田中三江君） ほかにございますか。10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 今回、提出されてる案件は、副町長にちょっとお伺いしたいんですけど、ちょっとその前に確認ですが、県に出した文書の内容は、この条例ではなくて、道路敷に関する支障がないかどうかの質問が来たわけですね。そうですね。はい。

そうすると——じゃあ、町長。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） そのとおりです。

議長（田中三江君） 10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） そうしますと、この条例の質疑というのは、この条例がいいか悪いかの質疑を本来しなきゃいけないんで、これからやる分湯に関して、パイプ引いた、引かないは関係ないと私は考えております。この中の条例が、これから配るお湯、使うお湯に関して、この条例がいいのか、有効利用できるのかということの審議をしなきゃいけないじゃないかなというふうに考えておまして、これは真つ当な、順番関係なく、この条例でいいんじゃないかと考えております。

議長（田中三江君） ほかにございますか。3回を超えておりますが、村田議員。（（町長の町政運営（ ））について、どうしても聞きたいことがあるので（ ））の声あり）1つの議題で3回質問されてますので、拒否します。

ほかにございますか。2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 2番、芝間です。

この配管工事の認識の仕方、今、町長からもお答えを頂いたわけですが、温泉条例の第2条の（3）であります、「引湯管、配湯管及びこれに付設する流量計等の一連の施設をいう。」というふうになっておまして、この管、埋設する分にはよるしいんですが、その管についてのものについては、この一連の条例の中に含まれるような気がするんですけれども。まずは、その点をどういうふうにお考えで、条例に当てはまらないものであると考えてるかお答え頂きたいということと、それから、関連しまして第9条の、先ほど今井 清議員が特別の理由ということの、ありましたけれども、使用料ですが、毎年定期的に納入しなければならないというのは、これは事前にもらうものであるのか、それとも後でもらうもので、それで、先払いか、後払いかということについてもお伺いをしたいと思います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） まず、第2条の関係、供給施設の関係でございますけれども、あくまでもこの条例が適用になるのは、蓼科樽ヶ沢温泉としての大字芦田八ヶ野1492番地の範囲ということでご理解頂ければと思いますので、今回の、先ほど来ご質問がある、民間事業者が付設をしている給湯管につきましては対象外になります。

続いて、9条の関係で、使用料の支払いの先か後かというご質問でございますけれども、これにつきましては、今後、契約等によりまして詰めていく予定でございますので、ご理解頂ければと思います。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） そうなりますと、配湯管の、先ほどちょっと、工事が否決された場合、

今回の条例が否決された場合ですが、ある程度の補償というようなことの観点からしてみると、先ほど補償しなければならないというようなお話がありましたけれど、考え……。(発言の声あり)ありませんでした、ある程度。(発言の声あり)全体の中ですか。じゃあ、間違えました。

そういうことであれば、本管以外の給配管については、もう一切こちらのほうで責任は取らないということによろしいでしょうか。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) あくまでも、この条例に基づいて設置をされる施設ということでご理解頂きたいと思います。

以上です。

議長(田中三江君) 芝間議員、総務関係ですので、所管でお聞き頂けますでしょうか。

((分かりました) の声あり) ほかにございますか。

[(なし) の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第46号

議長(田中三江君) 日程第3 議案第46号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の質問を許します。質疑はございますか。6番、今井 清君。

6番(今井 清君) 6番、今井です。

これ、固定資産税の減免の関係なんですが、この内容については、新規で開業する法人が対象となるのか、今現在ある法人で新たに設備を導入した場合も該当するのか、その辺についてお伺いします。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) 新たに施設を取得した場合ということでご理解頂きたいと思います。

以上です。

議長(田中三江君) 6番、今井 清君。

6番(今井 清君) ですので、それは新たに開業するとか、それは関係ないということで理解させていただいてよろしいですか。今いる法人でも、新しく設備を導入すると該当になるということによろしいですか。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) この対象とされてるものにつきましては、新增設ということでございますので、新規で増設する場合も対象になるということでございます。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに。6番、今井 清君。

6番(今井 清君) これについては、今後、実際に企業誘致等の段階で、そういうことで免

除できると——これ、金額については全額免除であるのかどうか、その辺についてと、それから、企業誘致活動等を通じて、これを全面的に町の広報等でPRして、そういうことにつなげていくのかどうか、その辺の考え方についてお伺いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 原則、免除でございます。

周知方法等につきましてですけど、企業誘致につきましては今後検討になろうかと思えますけれども、その他の周知方法、今回、条例が議決された場合につきましては、毎年度、償却資産ですとか、納付書ですとか、そのような場合にそのような周知をさせていただきたいと考えてるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。7番、村田佳子君。

7番（村田桂子君） 村田です。

持続的発展計画の中、市町村計画に振興すべき業種として定めたものは対象にするというふうに読めるわけですけども、これ以外のもの、例えば飲食業とか理美容店とか、物を売る物販業者の方たちも大きな役割を果たしていると思うんですが、こういう方たちは対象にならないのでしょうか。新增設、リフォームをして、やろうっていうときには対象にならないのでしょうか。なぜ、そこはまた除外になるのでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） あくまでも、こちらにつきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいた条例の制定でございますので、対象外の業種もあろうかと思いますが、法律にのっとった中で条例を制定したものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田佳子君。

7番（村田桂子君） 法律が制定されたときに一定の制約を受けるのはやむを得ないと思うんですけど、改めて町独自で条例を定める場合に、やっぱり物を売る、例えばあの農ん喜村ですとか靴屋さん、スーパーなんかもそうですよね。飲食業、そういうところの人たちも、町の活性化には大きな役割を果たしているわけです。だから、特別措置法の中になかったとしても、立科町の地域活性化には大きな役割を果たしている業者の皆さんにも、新たに意欲を持って新增設をした場合には、全額でなくても、例えば半額だとかそういうことを、町が——条例定めるのでね——少し拡大して支援をすべきではないかなと思うんですけど、そこら辺はどのようにお考えなのか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 今回の条例制定につきましては、あくまでも過疎地域に立科町が追加指定をされたということに基づきまして条例を制定しております。それ以外の、議員がおっしゃる事業者支援につきましては、また別物の施策であろうと考えておりますので、今回の条例とはまた別の中で判断がされるものと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田佳子君。

7番（村田桂子君） では、町長にお伺いしますが、私、地方分権一括法の中で、やはりこれからは、各地方自治に責任を負う議会と執行部が独自の条例を定めて支援ができるというふうに解釈をしています。法律ではそうなったとしても、立科町として、もっと多くの方に地域の活性化に大いに貢献してもらいたいという立場で支援することも可能なんではないでしょうか。町長、お考えだと思わすけれど、国がこれだけだよって言ったら、ああ、そうですか、そのままやりますっていうんじゃなくて、じゃあ、うちの町はもうちょっと広げて、地域の元気に活用できるように支援しようじゃないかってことだって可能だと思わすけれど、そのお考えを町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 地方公共団体のいわゆる減収分の75%を普通交付税で補填するということでございますので、これが、それにそぐわないというものについては対象にならないというふうに思っております。

議長（田中三江君） ほかにございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第47号

議長（田中三江君） 日程第4 議案第47号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井です。

今回、法人税の税率を下げるという方向でこの条例が出てるということだと思わすんですが、実際、今まで制限税率を使ってきたのには、当然、立科町として理由があつて使ってきたのではないかと私は考えてるんですが、その辺についての検討はされてきたのかどうかというのと、実際、これは法人税を下げた場合に、法人税の減税、金額が減ってしまうと思わすんですが、どのくらい減収率、減少金額は幾らになるか見込んでいるのかどうか、お伺いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 標準税率と制限税率ということで、今まで制限税率を1.2倍設けておりましたけれども、それ以前につきましては、法人税割額につきましても制限税率を使っていたという経過がございます。町の施策につきまして貴重な財源を得るために、町の施策に基づいて、財源確保という意味で制限税率が規定ができるものということで、立科町につきましては、均等割のみ、今まで制限税率を適用してきたところでございます。

しかしながら、新型コロナ等、近年では大変経済的にも影響があるものでございますし、雇用の環境の維持ですとか原油高、また物価高騰等によりまして、経営環境が大変厳しいという背景の中から、今回、均等割額につきましても標準税率へ適用するということ所を改正をするものでございます。

また、この影響額でございますけれども、令和4年度の当初予算の積算ベースで申し上げますと、個々に申し上げますが、1号から9号まででございますけれども、7号で16法人、6号で2法人、5号で11法人、4号で5法人、3号で42法人、1号で135法人、合計211法人でございます。それぞれの区分に応じまして積算しますと、影響額は442万円ほど減額になる見込みでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 町長にお伺いしたいんですが、この間の決算監査の意見書の中でも見るとおり、毎年、立科町の自主財源って本当どんどん下がってる現状があるんです。ますます、これ、自主財源として、こういったこと改正になると、どんどん自主財源が下がって、とても厳しい状況が生まれている現実があると思うんですが、この辺について、考え方は。こういうことで厳しい状況がどんどん生まれてしまうと私は考えてるんですが、町長はどういうふうに考えているか、お伺いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃる心配、大変ありがたく思いますけれども、今のいわゆるコロナ禍、これを打破していくには、やはり大変苦しんでおられる事業者皆様方、これは当然、国もそうですし、県もそうです。私ども末端の市町村もそうであります。これらが一体となって、やっぱりそれを下支えしていかなくちゃいけない。そういった中で、税収の一時的な減収というのは、ある部分では受け止めなくちゃいけないんだろうなというふうに思っております。

しかしながら、今後の経済活動、これをしっかりと立て直していただく中で、また立て直していく中で、税収の増、これからも期待をしなくちゃいけませんし、そういった方向に町も持っていかなくちゃいけない、このように思っております。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 今、町長のお答えの中では一時的って言ったんですが、これ、一旦下げちゃうと、永久でずっと下がっちゃうので、その辺の考え方は改めてもらったほうがいいかと思うんですが。

これ、今回、各法人から引き下げてほしいっていうような、幾つかそういう要望があったのかどうか、その辺のとおについてお伺いしたいのと、実際こうやって一旦下げてしまうと、これからなかなか上がってかないという状況があるかと思うんですが、そうすると、法人の数を増やす、企業でも来てもらうというようなことを考えないと

なかなか税収って上がってこないと思うんですが、その辺について考えてらっしゃるのかどうか、お願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 提案説明の折にも触れましたけれども、県の法人会連合会より陳情が行われております。ここは数年続いているものでございまして、これにつきまして、町として検討したものでございます。

法人税率の引上げ、今後の見込みでございすけども、あくまでもこの法人税率、制限税率を使う理由、財源として説明責任を果たさなければいけないという観点から、一旦引き下げたものにつきましては、何か状況が変わりまして、必要な財源確保という場合には、説明を含めまして、制限税率に戻す検討も必要になるかと思っておりますが、今のところ、減額改定後につきましては検討していない状況でございす。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございすか。3回超えておりますので……。〔発言の声あり〕
すいません。齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 企業の誘致ということでございすけれども、今後、法人税、均等割額、減額したことによりまして、企業においても進出しやすくなったのではないかなど推測するものでございす。これにつきましては、今後もこのようなアピールをしていく必要があろうかと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございすか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時5分です。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第5 議案第48号

議長（田中三江君） 日程第5 議案第48号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第6号）
についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 11番、今井です。補正予算書の11ページの庁舎改修工事費、14ページの児童館工事請負費、15ページの保育園工事請負費のLED照明の工事についての質問をいたします。

なお、こちらにつきましては基本的な部分の質問ですので、理事者側から説明受けられればと思っております。

今回、この3施設で6,383万3,000円の予算となっております。そうした中で、立科町公共施設個別施設計画の基礎調査票があるんですが、それに沿ってこういった改修はされていると思うんですが、今回の工事予定の3か所については、計画中の主な課題や今後の方向性について記されていない施設となっております。

ちなみに権現山の体育館の計画では、LED化を計画するに当たって、しっかりと記されているので、体育センターの改修工事だったら避難場所になっているので、理解はできると思うんですが、提案説明の中で、過疎債の活用ですとか、あとは気候非常事態宣言による省エネ機器の導入という部分の説明は聞きましたが、なかなかそれだけの説明だと施設計画に沿った事業なのか疑問が生じます。

今回、どのような計画に沿って改修工事をしようとしているのか、また、これだけの大型工事になるので、当初予算で本来ならば乗せるべきだったところだと思うんですが、この補正予算になってしまった説明について、まず質問いたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 今回の補正予算に計上いたしました検討結果、検討概要でございますけれども、私のほうから申し上げたいと思います。

先ほど議員がおっしゃいましたように、町の地球温暖化対策地域推進計画及び実行計画等に基づきまして、今回、計画的にCO₂排出量の削減に取り組むこととしたものでございます。

今年度当初予算編成時におきまして、町有施設のLED化を国が新設をいたしました新たな起債事業がございます。こちらの脱炭素化事業、こちらの検討をしまして進める予定でありましたけれども、同時期に立科町の過疎地域への追加指定がされるというような情報も鑑みまして、これによりまして、過疎対策事業債の活用を検討してきたものでございます。

個別移設計画の内容と今回の改修をする施設と整合性ということでございますけれども、基本的には立科町としては、省エネルギー、再生可能エネルギー等の取組を推進をしまして、2030年度末までに温室効果ガスの排出量を60%削減するという目標を掲げておりまして、その一つの取組ということでございます。耐用年数等も考慮して、照明設備のLED化をすることとしたところでございます。

施設の選定に当たりましては、当面の改修予定がない施設で耐用年数等の残存期間が長い施設のうち、町民の利用が多い施設、教育施設また避難所の指定施設を優先的にLED照明に切り替えるという計画であります。

耐用年数の残存期間が長い施設から照明をLED化することで、省エネルギー化による電力コストと温室効果ガス排出量の削減効果を最大限活用できると、こちらが提言につなげられるものと考えているところであります。

また、避難所の指定施設でございますが、こちらにつきましては、耐用年数かなり残存が、これは庁舎……、すいません、以外でございますけれども、指定施設につきましては、災害時における電力の確保を目的に、今後、蓄電池等の設備の導入も検討する中では、照明をLED化することで照明による消費電力を抑制させる効果が得られるのではないかとということで、強化をしていきたいというものでございます。

また、町の計画ですけれども、先ほど申し上げましたように、教育施設等、防災避難所等を優先とするということで計画を立てております。また、教育施設の中でも常に利用者がある施設を優先としたいという考えでおります。

今年度につきまして、年度の途中でございますけれども、事業費の予算化、9月補正ということで計上させていただきましたので、年度内の竣工が確実に見込めるといふ状況から、役場の庁舎また児童館、保育園ということで施設を選定した経過がございます。

以上です。

議長（田中三江君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今の説明の中で、それぞれ個別計画、施設計画ですとか、あとは気候非常事態宣言に関係する部分でやっているということなんです、どちらも重要なことなんです、どっちか取ると、どっちかがそもそも違ってきちゃいますので、整合性が取れなくなってしまうので、今回、こういった疑問が生じないように、常に計画は訂正していかなければ、常にこういった質問になってしまいますので、その見直しはお願いしたいのと、あと耐用年数の、今、話がありましたが、これ保育園に絞った話になりますが、町の照明器具の法定耐用年数についての考え方についての質問です。

保育園、竣工から10年もまだたっていないと思うんですが、実際竣工が平成24年で、使い始めたのが平成25年だと理解しているんですが、その中で、照明器具の法定耐用年数っていうのは、建物附属設備で15年となっています。日本照明器具工業会やJIS規格では10年程度と、また4万時間という言葉も出てくるんですが、少なくとも蛍光灯が製造している間は、この法定対応年数まで使い切ったほうが、いわゆる無駄遣いもなくなると思うんですが、町として何を基準に耐用年数を考えられているのかについて、これは法定耐用年数以下以内で工事してしまうと、これは監査員も関係してくる話だと思うんですが、要はそこまでなぜ使わなかったのかということも指摘されてしまうんじゃないかと心配するところなんです、いずれにしても、そういった更新時期についてどのように定めているのか質問いたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

今、保育園の関係でございますけれども、やはり築年度が平成24年ということで、10年ほど築年数が経過しているわけでございます。

保育園につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、照明器具の寿命につきましては、年数等も換算、使用時間等、また不具合も生じやすくなる8年から10年を適正交換時期とされておりまして、総合的に判断して、15年を対応の限度としているというものでございます。

これら承知の上でございますけれども、やはり今後、計画的にLED化を進めていくという中におきましては、不具合等が生じやすくなる9年を目安ということで、今回、保育園等の機具を交換する計画を立てたものでございまして、今後につきましては、小学校、中学校体育センター等々、5年度、6年度以降、教育施設等を順次進めたいと考えているところでございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（田中三江君） 11番、今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今の耐用年数については20年から10年ということだったんですが、再度確認なんですけど、いわゆる国税庁、法定耐用年数は15年となっているんですが、立科町としてはこの日本照明器具工業会ですとかJ I Sにのっとり8年から10年というのを採用しているという基準で今後も考えているのか、その点について説明をお願いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 今後のことでございますけれども、今現在その共有施設、立科保育園が築年一番新しい施設でございまして、既にほかの施設につきましては耐用年数を超えているということから、8年から10年というのはあくまでも目安でございますけれども、立科保育園が照明器具のLED化進めるという話になれば、これも基準になるのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） まず、今の中で続けて質問いたします。

保育園の場合は築9年目だということでしたが、庁舎と児童館については、この照明はどのくらい前から使われているのでしょうか。

また考え方が、たくさん使うのは早めに、耐用年数の長いところは早めにやったほうが経費が浮くという考えだと思うんですけど、もう一方では、やっぱりもったいないから、ちゃんと耐用年数尽きるまで使ってからやったほうがいいんじゃないかと、特に税収が落ち込んでいる今には、これ、全部取り替えることになるということは、大変もったいないと思うんですけども、このことについてのその整合性、どのようにお考えでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、前段の築年度から申し上げます。

児童館につきましては平成9年度築で、築年数が25年ほど経過をしております。

役場の庁舎につきましては、昭和57年建築ということで、施設自体は築40年経過をしているということですが、役場の庁舎につきましては、以前、省エネの電気に事務室とあと一部、省エネ器具に取り替えた経過もございます。

後段のお話ですけれども、今取り替えなくてもいいのではないかとということですが、実は国では、エネルギー基本計画また新成長戦略等におきまして、2030年までにLED照明などの高効率照明の100%を目標に掲げ、2030年には日本国内の全ての照明器具が高効率照明LEDになることを目指しているということが、既に閣議決定をされているところでございます。

このような国の計画目標によりまして、メーカーでは蛍光灯ですとか水銀灯の照明器具の生産を終了をしているという経過をたどっておりまして、今後におきましては交換用の蛍光管等の入手も困難になってくるということが予測されますので、計画的に町有施設のLED化を進めたいということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 10ページの雑収入について伺います。

これ、産業振興課の関係だろうと思うんですけど、と今年度、町有林の伐採でもう既に9,300万と合わせて1億円の収入が見込まれるわけですけども、この町有林の伐採ってというのは、多分50年を経過したものから順番にということなんじゃないかな。

これが、場所がどこかっていうことと、計画どおりに行なってこれが入ってきているのかということについて。

あと残存どのくらいと、伐採して売却ができる面積があるのかどうか伺います。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

今回の補正で計上させていただきました雑収入の件ですが、県営のかんがい排水事業を行うに当たりまして、工事車両の道路を削設するところがございます、その流木の補償料ということで、収入として上げさせていただいております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 確認ですけど、これはあくまで補償金ということで、その事業に伴って伐採された分の木の代金を補償してもらおうということで確認したいんですが、それとともに町有林を売って、歳入に充てるということが計画的に行なっていますよね。その関係では全くこの雑収入には入っていないのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

今回につきましては、県営かんがい排水事業の流木の補償料ということでございます。

す。定期的といいますか、計画的に流木の販売につきましては、財産収入のほうで、当初予算で見ているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 今の関連で17ページのほうに林業の町有林伐採ってということで679万4,000円、そこに伴うあれで、移転補償金で719万3,000円ってということなんですが、これ、具体的にどの辺の場所と面積、それから、移転補償金の根拠っていうか、どんなふうにあるか、その辺についてお伺いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

今回の関係ですが、先ほどお話をさせていただきました県営かんがい排水事業を工事車両の道路削設に伴いまして流木の補償ということになっておりまして、その事業費でございます。

場所につきましては、今年の6月にも補正予算で計上させていただきましたが、林道南平線を通った奥の塩沢堰沿いでございます。

今回、面積といたしましては、約8,000平方メートルでございます。

まず、この工事につきましては、総延長といたしまして3,500メートルを計画しておりまして、令和3年度で500メートル、また本年の6月に計上させていただきましたところで1,000メートルということで予定をしておるところでございます。

補償料の根拠でございますが、こちらにつきましては県の方で算出しておるところでございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 距離が大分長くて、これからも、来年以降も続くような話かと思うんですが、これは実際にはその伐採した伐採木、それについては具体的に販売してっていう形となるのでしょうか。その辺についてお伺いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

こちらの流木につきましては、なるべく販売をしていきたいと計画しておるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 17ページの農林水産業の農業費でお伺いいたします。

中山間地域等直接支払交付金事業経費ってということで11万1,000円入っているんですけど、これは場所はどこになるのでしょうか。これ、追加になったってことはどういうことかなと思って聞きます。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

今回につきましては、1集落協定内の面積の増加と2つの集落協定内の面積の減ということで差引きをいたしまして11万1,000ということでございます。よろしくお願ひします。

議長（田中三江君） ほかにございますか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井です。12ページの企画の一般の委託料の関係で、庁舎内業務量調査ツール作成ということで、自治体DXとの関係で説明があったかと思うんですが、これ、具体的には詳細の中身は、このツールっていうのはどんな形になっているのか、その詳細についてお伺ひします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

ツールは、要はパソコン上の一つのアプリケーション的なものでして、前段から申し上げますと、4月から委嘱した渡邊デジタル化推進専門家のアドバイスにより、町内業務量調査ツールの作成業務を委託を今回計上し、委託をし、そのツールに、要はエクセルシートみたいなものに入れるものということも聞いていますが、それぞれの担当課で業務名、業務内容、作業時間等の業務量などを入力することで、効率化が可能な業務を洗い出し、庁内のワーキンググループ等で検討を進めていくためのものがあります。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 調査用のアプリケーションって、今、ご回答があったんですが、具体的にはあれでしょうか、各職員がそれぞれそのアプリケーションなりに数字を入力することによって作成できるようなものなのか、それでまたこれ、委託ということは、そのアプリケーションの単価を予定してこの金額を上げていらっしゃるのか、この積算はどうなって242万という見積りが上がっているのかお伺ひします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 担当課でそれぞれ業務名、業務内容、あと作業時間等の業務量を入力をできると。その基となる庁内業務量調査ツールというものの作成を業務委託をするということでございます。この作成業務のみを業務委託をして、その後の作業は庁舎内で行うということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますでしょうか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第49号

議長（田中三江君） 日程第6 議案第49号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第50号

議長（田中三江君） 日程第7 議案第50号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第51号

議長（田中三江君） 日程第8 議案第51号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

（午前11時30分 散会）